**Ⅰ「自治体経営」について**

**鈴木：**市長がめざす自治体経営の内容は、「市民や自治会・町内会、NPO、企業など多様な主体がまちづくりに参画する仕組みづくり」とのことだが、あまり儲けにならない仕事は、自治会・町内会やNPOに自治体の仕事を下請けさせるための仕組みづくりになりはしないのか。本来、市役所が「公務」として担うべき仕事の「公共性」の責任と役割を、投げ捨ててはならない。市役所が担うべき「公共性」の基準をどこにおいているのか。

担うべき「公共性」について整理し、「官から民へ」の一言で自治体が本来担うべき「公共性」を無視するようなやり方こそ「転換」すべきではないか。

**市長：**行財政構造改革は、自治、協働によるまちづくりの推進や行政評価システムを活用した施策の重点化・市政の透明化を積極的に進めてきた。今後は更に加速させ、市民、自治会、町内会、ＮＰＯ、企業など多様な主体が参画するあらたな仕組み（地域協働）を取り入れて、自らの判断と責任で限られた経営資源を生かし、安定した公共サービスを提供する「自治体経営」の手法でまちづくりを進める。

「地域協働」とは、地域コミュニティーで、地域の多様な主体が相互に連携・分担して必要とするサービスの提供に主体的に取り組むことで自治体の仕事を下請けさせる仕組みではない。

　「公共性」の基準とは、自助、共助、公助のバランスのもとに市が直接サービスを提供することは望ましいと判断する公共サービスを担うこと。

「民間にできることは民間で」という方針が直ちに「公共性」を損なうものではない。

**Ⅱ　官製ワーキングプアの解消と雇用確保について**

**鈴木：**当市の一人当たりの年間の給与所得は、03年度の３、４６３、０００から09年度には３、１５８、０００円にまで落ち込み３０５、０００もの減額になっている。課税標準額２００万円以下の方が、６０、５２９人から６７，４９７人に、約４％の増で、これらの人々は全体の65・6％を占めるという深刻な実態だ。

市民の暮らしが底なしの悪化が続いているなかで、市が深刻な経済危機から市民のくらしを守り、雇用や地元中小企業など地域経済を守る役割を果たすことが強く求められているが、市長は、二次にわたる行財政構造改革で危機的な財政状況を立て直したことは強調しても、市民の困難やくらしの実態については語らなかった。市民の雇用とくらしむきについての認識は。

　貧困と格差を拡大し、今日の経済危機を作り出した最大の要因が構造改革路線であり、「政治を変えたい」との国民の強い願いが政権を交代させる劇的な変化を重く受け止め、この路線ときっぱりと決別すべきではないのか。

**市長：**市民の雇用とくらし向きは、賃金の増加が期待できず暮らし向きもよくなっていない。構造改革路線については、構造改革により民間の活力が引き出された一方、公共事業の削減や三位一体改革により都市と地方の経済格差が拡大されたもの。

政府に求められていることは、改革すべきは改革して活力ある経済社会の実現と国民が将来にわたって安心・希望をもってくらせる社会を実現すること。

**鈴木：**この６年間、民営化や指定管理者制度の導入で、人員削減と賃金抑制をすすめた結果、職員削減の経費節減額は４３億２百万円、指定管理者など民間委託では１４億４１００万円の財政効果額だ。職員の定数は、削減計画１７０人を上回る２１６人の削減が行われ、臨時や嘱託、パートなどに置き換えられ、結果的に官製ワーキングプアを大量に生みだしてきたのではないのか。

２月現在、市長部局では非常勤職員が１８６人、臨時的任用職員いわゆるパート職員が２７７名で他部局を合わせると非正規職員は７０１名にものぼる。

待遇は、保育士の場合、5年以上勤続で月額賃金は１８２、０７０円、健康保険、厚生年金、雇用保険を差し引くと手取り年額は、１、９１８、１５２円。消費生活相談員は、月額１８７、０００円で、手取り年額は１、９５７、５４８円。手取り年収が２００万円を切るいわゆるワーキングプア状態だ。

指定管理者などの施設では、若い職員が非正規のままで、自活はおろか結婚も子育てもままならないというのが実態ではないのか。

盛岡市は、県と並んで、市内で最大の事業所でもあり、今日の雇用破壊を自ら作り出すような「改革」路線は止め、雇用政策を抜本的に見直すべきでだが、いかがか。

**市長：**職員定数が減少したのは業務委託と指定管理者の導入によるものだが非常勤職員は平成15年以降ほぼ横ばいだ。来年度は６７人の新規学卒者を含め採用予定だ。

市が委託し指定管理業務で働く職員は、６７９名で、うち正規職員は174名、非正規職員が５０５名。賃金は自給６４１円から２１８８円。

但し、指定管理者の先行にあたっては「適正な労働条件の確保」と「地元雇用の確保への配慮」などの審査項目を設けている。

**鈴木：**「新規高卒者雇用奨励金制度」は厳しい雇用情勢の中で制度の創設は評価するが、常用雇用を６カ月以上雇用した場合に、１人当たり２０万円の一時金支給を行うものだが、期間を６カ月にした理由と雇用の継続などの条件はどうか。

八幡平市は、未成年者を職のない状態にさらしてはならないとの市長の強い信念のもとに、事業所への補助は1年以上の雇用を条件に（1年以下は返還を条件）1人につき10万円2年間の交付を予定している。交付期間を2年間としたのは、仕事を覚える期間ということと、事業者側も仕事の確保や事業拡大など真剣な対応が求めるもので、結果的には地域経済への貢献を期待したもの。当市は、雇用の拡大や新規高卒者の定着を図る上でどのような検討を行ったのか。

**市長：**常用雇用６カ月を経過した時点での奨励金交付は、事業主への支給を早めに行うためだ。常用雇用は期間の定めのない雇用を想定したもので雇用の継続が見込まれる。

**Ⅲ　地域経済循環型の事業の推進**

**鈴木：**地域経済が疲弊し深刻化しているもとで、いかに投資主体としての地方自治体の財源と権限を生かし、市民のニーズをくみ上げた新たな仕事を作り出していくのか問われる時代になった。

地域の中小建設業関係者は、受注量の減少、価格競争、利益率の低下などで利益どころか赤字になる工事の割合が年々増加し、本来、高齢化の進行、宮城県沖地震など大地震の発生予測、低炭素社会にむけ対応などリフォーム・バリアフリー化、耐震改修、省エネ化など、地域中小建設業者の役割が期待されているのに軒並み存立の危機に立たされている。

地域経済の重要な一端を担う中小建設業の振興策はどうか。市発注の公共事業は、雇用も、資材も地元からの調達を増やし、市が地域経済を循環させる役割を発揮し、小・中学校、活動センター、公立保育所などの老朽化した公共施設の改善・補修や学校施設の耐震改修化など、地域の中小建設業者への発注を強化促進すること。

過度な低価格受注競争防止のために最低限価格の引き上げや入札制度の改善、公契約条例の制定で公共工事従事者の賃金の引き上げを図るなど対策を急ぐべきだが。

**市長：**平成21年度の国の2次補正「地域活性化・きめ細やかな臨時交付金」を活用し、地元の中小企業、零細業者に優先発注に努力した。経営診断や経営相談、建設技術など研修や相談に対応している。

今後、予定されている公共施設の耐震事業や学校施設の改修など一層地元発注、地元調達に努める。最低制限価格の引き上げは、労働条件の事前調査や総合評価落札方式に雇用に関する評価項目を導入するなど改善を図った。

公契約条例の制定は、最低賃金の設定など労働政策や賃金政策に関わることで、当面は法整備の動向を注視する。

**鈴木：**住宅リフォーム助成事業は、滝沢村、岩手町、八幡平市、雫石町、紫波町に続き矢巾町も実施予定で大きく拡がっている。

八幡平市は、対象リフォーム規模を50万円以上とし、対象事業の１/5 かつ20万円を限度に八幡平市共通商品券（有効期間6か月）で助成し、原則、市内業者の施工を条件にしている。特に、下水道の接続事業、木造住宅耐震改修事業、地域生活支援事業、高齢者・身障者用住宅改修事業などと組み合わせて、それぞれの対象事業以外の工事が行われた場合、その部分もこの事業の対象にし、それぞれの事業の後押しの役割も果たしている。

今年度の助成額が２６００万円で全体事業費が２億６００万円、経済波及効果は約８倍。３年間に限定した緊急事業で、徹底した地域経済循環型の事業を展開している。

地域中小建設事業者の仕事おこしと地域経済の振興など、効果の大きい住宅リフォーム事業の実施を求める、市長の決意は。

**市長：**八幡平市の住宅リフォーム事業は、地域経済の活性化に寄与していることは認識している。市は、中小企業全般への支援策は、融資制度を利用する際の信用保証料の全額補給をしており住宅リフォーム事業は考えていない。

**ⅳ農業の再生めざす振興施策について**

①「戸別所得補償制度」について

**鈴木：**戸別所得補償制度は、米戸別所得補償モデル事業と水田利活用事業の二つからなり、「モデル事業」は、生産調整に参加した農家に標準的なコメの生産費と標準的な販売価格との差額を定額部分として全国一律に支払い、標準的な生産費を60キロ13,703円に、標準的な販売価格は11,978円、定額部分の単価として差額1725円、面積に換算して10アール当たり約15.000円を支払う内容だ。

全国一律単価のため中山間地域など条件の不利なところへの対応がどうなるのか、不安を拡げているが実態はいかがか。「モデル事業」が農家にとってどのような効果があるのか。課題は何か。また、09年産米については、農家の経営を守るためにも過剰米対策を求めるがいかがか。

**市長：**モデル事業の効果は、総額で４億４千万円の増加を見込でいる。この事業の

課題は、米以外に対象作物をどこまで拡大できるか。生産現場に混乱を生まないようスムースな移行だ。09年産米の過剰対策は、市全体で平年より1割多い、約６割の在庫を抱えており、全農岩手県本部で対策を講じる予定だ。

**鈴木：**「水田利活用自給力向上事業」は、単価が全国一律になったことによる混乱が起きているが市の実態と影響はどうか。

新たに設定された、新規需要米は期待がある一方、販路拡大がなければ作付けは困難との意見が多数だが、販路拡大への市の取り組みはどうか。

**市長：**全国一律の単価による影響は、旧盛岡市と玉山区の水田農業推進協議会に、それぞれ作物の作付以外の取り組みに対する助成を行ってきたが、一律の単価になったため、県は、激変緩和措置を適用し単価の変更を検討している。

新規需要米は、平成20年度は8・4ヘクタール、４８トン。21年度は28ヘクタール１５７トン、22年度は70ヘクタール400トンを計画している。

**鈴木：**「モデル事業が」を軌道に乗せるためには、補償額が農業の再生産を補償する水準で設定されること。同時に、ＷＴＯ交渉や日米ＦＴＡを推進する立場では市場価格を低下させ、補償総額を膨らませることになり制度は成り立たなくなる。食料主権のもと、野放しの輸入を規制し再生産できる価格、所得補償が求められている。

事業仕分けにより削減・廃止された「担い手アクションサポート事業」止など、当市の影響と対策は。

**市長：**農業農村整備事業は約６３％削減が予定されており少なからず影響ある。担い手アクションサポート事業は市費により予算措置を行った。

②農業後継者育成と新規就農者支援について

**鈴木：**農家戸数の減少が高齢化と耕作放棄地の増大を生み、農業の生産基盤を急速に弱体化させているが。農業の果たす役割は、環境保全、安心安全、安定的な食料の供給はもとより、農業生産が地域経済を支える一つの柱でもあり、農業後継者の育成、新規就農者の確保は急務の課題だが。

八幡平市の「新規就農支援事業」は、農家の子弟と新規に就農する方に研修期間も含めて3年間、独身者には月額10万円、夫婦には13万円の生活費を支給。更に配偶者を除く扶養者1人につき２万円、借屋住まいの場合は月額２万円を上限に家賃の2分の1を助成すという画期的な内容だ。今日の雇用情勢を反映して失業者やフリーターなどからも引き合いがあるということだが、市の対応はどうか。

**市長：**八幡平市は先進的な取り組みと認識している。農業振興には担い手の確保や新規就農者の支援は大きな課題と考えているが、戸別の相談があったら相談にのる。

**Ⅴ市民のいのちとくらしを守る施策について**

①「盛岡市子ども育成プラン」策定（以下「子どもプラ」）にあたって

**鈴木：**「子どもプラン」策定では、子どもの貧困克服を重要な柱とすること。機児児童の解消を緊急施策として求めてきた。

父子世帯にも、現在、市が実施している母子世帯と同様の支援策が適用されるのかどうか。「子ども手当」は里親や児童福祉施設など社会的養護にあたる子どもへの支給についての対応は。

「子どもの貧困克服」について「プラン」にどのように位置付けられたのか。子育て支援で希望の多い経済的支援策での配慮と市独自の支援策についてはどうか。

**市長：**父子世帯の支援は、「母子家庭等地域生活支援事業」は父子家庭も対象になる。県はこれまで母子家庭のみを対象にした医療費助成を22年度10月から父子世帯も対象にする。児童福祉施設入所している児童への子ども手当は、安心子ども基金から措置する方向で国は検討中。

子どもの貧困克服はひとり親世帯への支援を強化した。経済的支援は保育料の軽減率を平成26年度までに33・2％にする。

②　待機児童の解消について

**鈴木：**待機児童解消では、09年時で３３人の待機児童を５年後には１０人に減らす計画だがなぜゼロにならないのか。また、希望の多い３歳未満児は５年間で１５５名の定員増の計画だが、その根拠は何か。潜在的な待機児童の解消はどのように検討されたのか。保育所の増設が５年間で５か所の計画で十分対応できるのかどうか、その根拠については。

待機児童解消は、幼稚園の預かり保育や認定子ども園で対応するとのことだが、認定子ども園も、幼稚園の預かり保育もいわば無認可保育園の粋を出ず、保護者にとっては、高い保育料、施設側には施設の増設や保育士の配置など非常に負担が重いもの。これらの課題は解決されるのか。

**市長：**将来的な目標として待機児童ゼロを目指していく。3歳未満児１５５名の目標は３歳児未満の入所率を38％と設定した。潜在的な待機児童の解消は、22年度中に保育所の新設、既存保育所の定員増、認定子ども園の幼連携型の新設で２１１名の定員増を実施する。新設保育所は1年に１か所としたが、22年、23年度の2カ年で５か所の認定子ども園を含めた保育所の創設を前倒しで実施する。

幼保連携型は認可保育所同様に保育所運営費の支弁が行われ、経営改善が行われる。待機児童が多く、保育需要が見込める築は、幼保連携型認定子ども園での取り組みを進める。

**鈴木：**2025年には待機児童が解消されるとの予測がある中で、民間保育園は集中的に施設の増設を行い待機児童解消にとりくんでいるが、経済状況が落ち着き待機児童が解消されたとき、施設がだぶつく事態が懸念される」として、将来的に入所児童の予測がつかない中で運営的には大きな冒険をしているとの発言があった。

待機児ゼロをめざし努力している民間保育園に比べて、公立保育園での対応は非常に後ろ向きと受け止めたが、この点ではどうか。

公立保育園での待機児童の受け入れ拡充など積極的な対策を求めるが。

**市長：**公立保育所でも入所の弾力化に取り組んでいるが、22年度は国の緊急雇用創出事業の活用で、更なる入所円滑化に取り組む。民営化にあたっては低年齢児を中心に定員拡大を図る。

**鈴木：**厚労省は、認可保育所の定員を超えて子どもを受け入れられる上限の撤廃を、１７日に都道府県に通知した。今回の通知は、これらの上限を取り払い、年度当初から青天井の措置をするということ。定員を超す受け入れは、保育所最低基準を割り込む危険性もあり、更なる詰め込み保育で待機児童の解消をねらう政府のやり方には納得できない。最悪、最低基準の確保は厳守すべきですが、市の対応についてはどうか。

**市長：**従来の国の基準を基本として運用する。

②国保税について

**鈴木：**10年度の国保税が、08年度に交付された前期高齢者交付金の過大交付により大幅な引き上げが予定されている。当面、一般会計から２億３千万円の基準外繰り入れと国保財政調整基金から１億５千万円の取り崩しを行い、引き上げを７・48％にするとの計画だ。一般会計からの繰り入れで当初の引き上げ幅を抑制したとは言え、この不況下で1世帯当たり１１，１２３円の引き上げは大きいもの。

「前期高齢者交付金」が、なぜ過大に交付されたのか。制度自体に問題はないのか。国に対しては原因の究明と責任の所在を明らかにすべきだがいかがか。

国へは制度の見直しを求めること。国保会計には更に繰り入れを増やし引き上げを見送るべきでは。現在、無保険状態にある高校生が７世帯7人とのことだが、国の制度を待つまでもなく早急に改善すべきだ。

**市長：**税率引き上げは、医療費が増え続ける中で保険税収入が減少したことが主な理由だが、前期高齢者交付金を過大に受けとったことで赤字が表面化せず、今回の清算で一時期にまとまって赤字分が表面化したもの。

過大に交付された理由は前期高齢者交付金の積算資料が不十分だった。

国には、当時の経緯を確認する。後期高齢者医療制度の廃止は、国が高齢者医療制度改革会議で廃止後の新制度について検討中であり、25年４月には新しい制度が施行されるもの。

繰入金を更に増やし引き上げを止めることは、このたびの赤字の要因のひとつには医療費の増加があり、不足分を全て投入することは受益者負担の原則に反する。

高校生への無保険警鐘は４月1日の解除に向け早急に対応する。

**教育委員長あいさつについて**

①少人数学級の早期実現について

**鈴木：**今年1月に文部科学省は、10年度以降に学級編成および教職員定数の改善について、８月末（予算の概算要求時点まで）を目途に本格的な検討に入ると発表した。今後、少人数学級は国の制度として実施させる大きな節目の時期を迎えている。

中学1年生の少人数学級を試行している松園中学校では、学習面、生活面で評価が高く、中1ギャップの解消にも効果が大きく歓迎しているとのこと。問題は、現在、Ⅰクラス２７～８人のクラスが、進級後には３７～８人のクラスになり、中２ギャップが心配だということだった。中学1年で施行された少人数学級の効果と課題はなにか。

県は、中学校1年生については、引き続き希望する教育委員会と学校で選択実施するとしているが、市教育委員会の対応はどうか。対象学級はいくらか。希望校はどれくらいか。

市独自に当面35人学級を小学校3・4年生と中学校1年生を対象に実施した場合、学級増とそれに伴う教員数はどのくらいになるのか。工夫次第では実現可能ではないのか。

**教育委員長：**基本的生活習慣の定着、不登校やもんだ行動野減少、生徒の人間関係の把握、生徒の安全管理や健康状態の把握など生活面での効果があった。課題は、2学年に進級した時点で再度学級編成をしなければならないこと。学級数の変動で縦割りの集団活動に支障が生ずること。

来年度も学校の希望により対応する。対象校は２月末で１０校、うち６校が希望している。市独自に実施した場合、小３・４年で実施した場合１２校１４学級で１４人の教員増。中学２年では４校で教員数７人の増となるが、県教委が実施すべきもの。市独自の教員配置は財政的にも難しい。

②全国学力テストについて

**鈴木：**全国学力テストは、新年度から悉皆調査から抽出調査に切り替えられることになり、新方式は対象校を抽出して実施するということだが、市の抽出の方法と対象校は何校になるのか。新制度では、抽出校が参加を拒否することできるということだが、市教委はどのような対応をするのか。改善したといっても不十分なもので全国学力テストはきっぱりと中止すべきではないのか。

**教育委員長：**抽出方法は、学校単位でランダム抽出で行われる。市は小学校１４校、中学校１７校が対象。